

女性活躍推進法第19条に基づく実施状況の公表及び
同法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表について

1 女性活躍推進法第19条に基づく実施状況の公表

実施状況については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項に基づき、毎年少なくとも1回、取り組みの実施状況を公表する必要があるため、数値目標となっている、次の項目について公表します。

(1) 管理的地位への女性職員の登用

目標値：女性職員の割合10%以上

基準	H30年4月	H31年4月	R2年4月	R3年4月	R4年4月	R5年4月	R6年4月
割合	10.1%	4.7%	3.5%	7.0%	5.8%	6.6%	8.1%

(2) 配偶者の出産のための休暇の取得促進

目標値：男性職員の取得率を100%

基準	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
割合	81.8%	77.8%	66.7%	83.3%	64.7%	81.2%	91.6%

(3) 男性職員の育児休業取得の推進

基準	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
割合	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	66.6%

(4) 年次休暇の取得の促進

基準	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
割合	8.4日	9日	8.4日	7.9日	8.5日	9.4日	11.1日

2 女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条に基づき、次のとおり情報を公表します。

No.	項目	数値	基準	
1	採用した職員に占める女性職員の割合	男性	11人	令和6年度 (令和5年度実施)
		女性	8人	
		計	19人	
		女性職員の割合	42.1%	
2	採用試験の受験者の総数に占める女性の割合	男性	63人	令和5年度
		女性	32人	
		計	95人	
		女性職員の割合	33.6%	
3	職員に占める女性職員の割合	男性	374人	令和6年4月1日
		女性	227人	
		計	601人	
		女性職員の割合	37.7%	
4	男女別の育児休業取得率	男性	66.6%	令和5年度
		女性	100%	
5	男性職員の配偶者出産休暇取得率	91.6%	令和5年度	
6	職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間	9.1時間	令和5年度	
7	年次休暇取得日数	11.1日	令和5年	
8	管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	8.1%	令和6年4月1日	
9	各役職段階の職員に占める女性職員の割合	係長級	43.0%	令和6年4月1日
		課長補佐級	28.7%	
		課長級	9.5%	
		部・次長級	0%	